

平成24年度第5回鳥取市生活交通会議(平成25年1月30日開催)において、社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会が運営する自家用有償旅客運送(過疎地有償運送)の更新登録について合意をいただきましたが、以下のとおり「旅客から収受する対価」について訂正がありましたので、再度協議をお願いします。

### 旅客から収受する対価

旧

|   |  |
|---|--|
| 1 | 利用料は、一回について200円とする。ただし、幼児(1歳以上6歳未満)、小学生、障がい者、パスカード提示高齢者(70歳以上)は、100円とする。 |
| 2 | 幼児の利用に保護者などが同乗する場合、同乗者1名に対して幼児1名までは、無料とし、2人目からは100円とする。ただし、定期利用者は対象外とする。 |
| 3 | 乳児(1歳未満)は、無料とする。   |
| 4 | 定期券利用は、別表に定めるところによる。   |

新

|   |  |
|---|--|
| 1 | 利用料は、一回について200円とする。ただし、幼児(1歳以上6歳未満)、小学生、障がい者、パスカード提示高齢者(70歳以上)は、100円とする。 |
| 2 | 幼児の利用に保護者などが同乗する場合、同乗者1名に対して幼児1名までは、無料とし、2人目からは100円とする。ただし、定期利用者は対象外とする。 |
| 3 | 介護が必要な障がい者等の利用に介助者が添乗する場合、介助者は無料とする。                                     |
| 4 | 乳児(1歳未満)は、無料とする。   |
| 5 | 定期券利用は、別表に定めるところによる。   |